

# 国見町中小企業・小規模企業振興条例

## (目的)

第1条 この条例は、国見町（以下「町」という。）の中小企業及び小規模企業（以下「中小企業等」という。）の果たす役割の重要性に鑑み、町の中小企業等の振興に関し、基本となる事項を定めるとともに、町の責務、中小企業等の努力等を明らかにすることにより、中小企業等の振興に関する施策を地域が一体となって推進し、地域経済の安定と町民生活の向上に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「基本法」という。）第2条第1項に規定する中小企業であって、町内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- 2) 小規模企業者 基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、町内に事務所等を有するものをいう。
- 3) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会であって、町内に事務所を有するものをいう。
- 4) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する町内の幼稚園、小学校及び中学校をいう。
- 5) 高校・大学 学校教育法第1条に規定する高等学校及び大学をいう。
- 6) 金融機関 銀行、信用金庫、その他の金融業を行う者及び信用保証協会を言う。

## (基本理念)

第3条 中小企業等の振興は、中小企業等が多様な分野で特色ある経済活動を行い、地域の産業及び経済の基盤を形成し、雇用の場を確保する等、町民生活の向上や地域振興の重要な担い手であることに鑑み、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- 1) 中小企業者及び小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）の自主的な努力と創意工夫を基本とし、活力ある成長と発展が図られ、そして持続されること。
- 2) 町の基幹産業は農業であることから、地域資源を活用した産業の振興、農業を基盤とした新産業の創出等により、地域循環が促進されること。
- 3) 町の未来を担う子どもたちが町に愛着や誇りが持てるように、中小企業等の役割やそこで働く人々の姿について語りつなげること。
- 4) 中小企業等、国、県、町、商工会、教育機関、高校・大学及び金融機関等の関係機関が相互に連携及び協力すること、並びに町民及びその他の全ての関係者が協力すること。
- 5) 度重なる災害による被害及び影響を克服するための不断の取組を推進すること。

## (町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念により、中小企業等の振興に関する施策を策定し、実施する責務を有する。

- 2) 町は、前項に規定する施策の策定に当たっては、次に掲げる基本方針により講ずるよう努めるものとする。
- 1) 中小企業者等の経営基盤の強化及び経営の革新を促進し持続すること。
- 2) 中小企業者等の販路の開拓及び新分野への進出を促進し持続すること。
- 3) 中小企業者等の経営資源の確保及び人材の育成を図ること。
- 4) 中小企業等の創業の促進、事業の承継及び企業間の連携を図ること。

3) 町は、第1項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、中小企業者等の実態の把握に努めるとともに、経済的又は社会的環境の変化による影響が特に大きい小規模企業者の活力ある成長と発展及び持続を確保するため、小規模企業者が着実かつ円滑に経営できるよう必要な配慮に努めるものとする。

4) 町は、第1項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、国、県、商工会、教育機関、高校・大学及び金融機関等の関係機関と相互に連携及び協力すること、並びに町民及びその他の全ての関係者の協力を促進するよう努めるものとする。

5) 町は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、中小企業者等の受注の機会を確保するよう努めるものとする。

## (中小企業者等の努力)

第5条 中小企業者等は、第3条の基本理念により、主体的に経営基盤の強化や生産性の向上及び創意工夫による経営の革新、持続に努めるものとする。

- 2) 中小企業者等は、前項に規定する経営基盤の強化や生産性の向上及び創意工夫による経営の革新、持続を図るに当たっては、商工会の活用、他の事業者との交流及び連携等必要な取組を行うよう努めるものとする。
- 3) 中小企業者等は、雇用の安定、従業員の福利厚生の実施及び従業員の仕事と生活の調和に努めるものとする。
- 4) 中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、住みよい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

## (商工会の役割)

第6条 商工会は、第3条の基本理念により、中小企業等の経営基盤の強化や生産性の向上及び革新、持続等に積極的に取り組むとともに、町が行う中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## (教育機関及び高校・大学の役割)

第7条 教育機関は、第3条の基本理念により、職場見学、職場体験及び職業に関する理解を深める学習等を通じて、健全な職業観、経営観及び勤労観の醸成、郷土愛を育むこと、並びに町が行う中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2) 高校・大学は、第3条の基本理念により、町が行う中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## (金融機関の役割)

第8条 金融機関は、第3条の基本理念により、中小企業等が経営基盤の強化や生産性の向上並びに経営の革新に取り組むことができるよう、中小企業等の資金需要に適切に対応するほか、経営相談等の支援に努めるとともに、町が行う中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## (町民の理解と協力)

第9条 町民は、第3条の基本理念により、中小企業等が町民生活の向上において重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業等の活力ある成長と発展、そして持続が図られるよう協力するものとする。

## (意見等の聴取等)

第10条 町は、町が行う中小企業等の振興に関する施策を効果的に実施するため、国、県、商工会、教育機関、高校・大学及び金融機関等の関係機関との情報共有体制を構築し、定期的に中小企業者等、町民及びその他関係者から意見又は提案を聴取し、施策に反映させるものとする。なお、町は実施する施策について、定期的に検証し、見直すよう努めるものとする。

## (財政上の措置)

第11条 町は、中小企業等の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## (委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

1) この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### (見直し規定)

2) この条例の規定については、社会的・経済的な環境の変化及びこの条例に基づく施策の実施状況を勘案して、必要があると認められるときは、国、県、商工会、教育機関、高校・大学及び金融機関等の関係機関と連携して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

[本条例に関するお問い合わせ](#)

国見町産業振興課商工観光係

TEL:024-585-2238 FAX:024-585-2181

[sangyo@town.kunimi.fukushima.jp](mailto:sangyo@town.kunimi.fukushima.jp)

令和5年（2023年）4月施行

# 国見町中小企業・小規模企業振興条例



国見町

## 1. 中小企業・小規模企業振興条例とは

この条例は、中小企業・小規模企業振興の基本となる事項を定めて、地域が一体となって、中小企業・小規模企業の多様な活力ある成長と発展、そして持続を図ることを推進し、地域経済の安定と町民生活の向上に寄与することを目的として制定する理念条例です。

## 2. なぜ、この条例が必要か

国見町の企業の大半は中小企業・小規模企業です。中小企業・小規模企業は、これまで経済活動により町に賑わいや雇用を創出し、また、時には経済活動に優先して、商工会の地域振興事業や町内会、PTA、消防団、祭礼など、多くの様々な地域振興に積極的に取り組み、まちづくりの担い手としても、町民の生活を支え、その向上に貢献してきました。

全国的に頻発する大規模な自然災害や新型コロナウイルスの蔓延、急速な少子高齢化に伴う労働力・後継者の不足、人口減少に伴う消費の縮小など、地域社会・地域経済を取り巻く環境が大きく変化の中で、経済のグローバル化による消費動向の変化やデジタル技術の革新に伴う産業構造の変化により、中小企業・小規模企業の経営環境は極めて厳しい局面にあります。加えて、福島県は、2011年に発生した東日本大震災と福島原発事故により、依然として経済活動に深刻で重大な影響がもたらされています。

このような中でも、中小企業・小規模企業は、笑顔と元気で地域経済の安定と町民生活の向上のために、日々貢献されています。

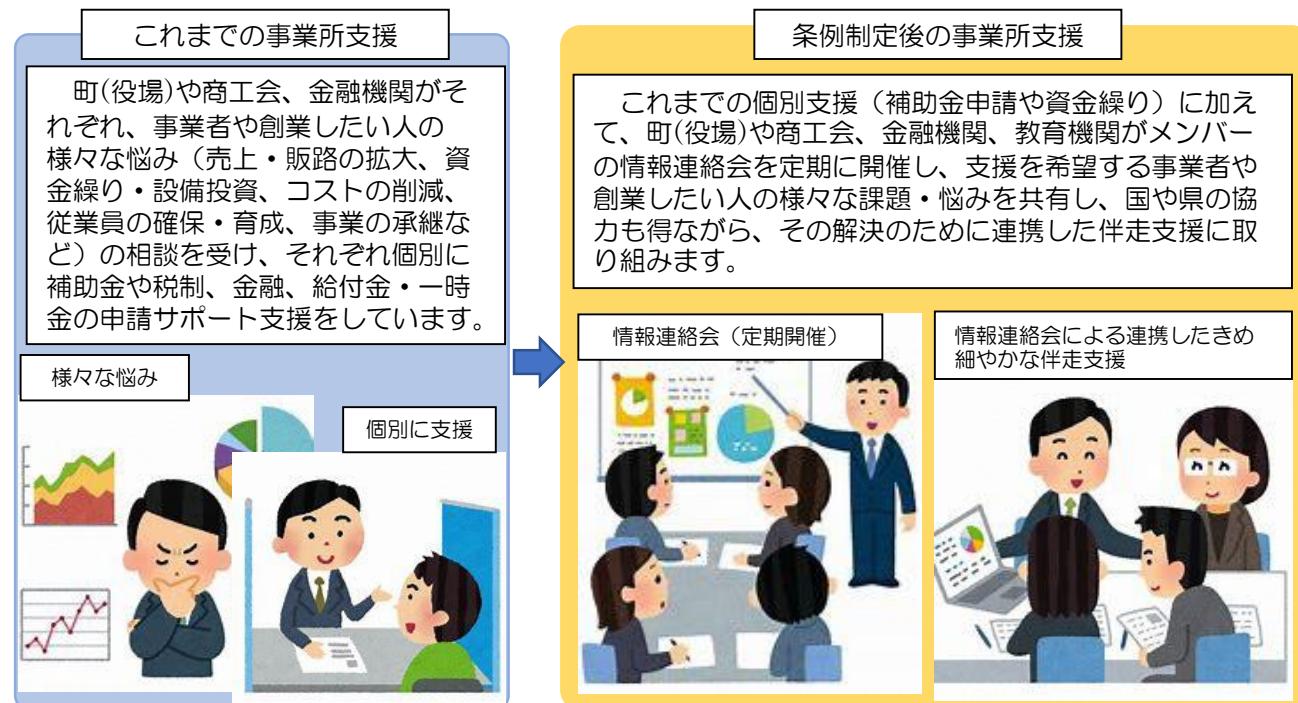
今後も町の中小企業・小規模企業の自主的な努力や創意工夫を基本とし、町や商工会、金融機関、教育機関及び町民など全ての関係者が互いを理解し合い、連携し、中小企業・小規模企業の多様な活力ある成長と発展、そして持続が図られるよう、一体的に取り組むためにこの条例は制定されました。

【中小企業者・小規模企業者とは】 ※下表中「商業」とは、卸売業・小売業を指します。

区分	業種分類	中小企業基本法の定義
中小企業者	製造業その他	資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
	卸売業	資本金の額または出資の総額が1億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
	小売業	資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
	サービス業	資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小規模企業者	製造業その他	常時使用する従業員の数が20人以下
	商業・サービス業	常時使用する従業員の数が5人以下

国見町中小企業・小規模企業振興条例が制定されたことにより、次の2点に取り組みます。

【1点目】情報連絡会を設置。経営基盤の強化や販路の開拓・新分野への進出等、支援を希望する事業者を中心に、情報連絡会が連携して、事業者へのきめ細やかな支援に取り組みます。



【2点目】円卓会議を設置。より魅力的な事業者になるための様々な課題・悩みの解決や、活力ある地域経済の推進のため、話し合いの場を設けます。

